

監査委員公表第557号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月31日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
大分県監査委員 柳 井 貞 美
大分県監査委員 桜 木 博
大分県監査委員 酒 井 喜 親

第1 監査の概要

1 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの。

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、平成25年6月17日から平成26年2月4日までの期間において実施した。監査対象機関数の内訳は次表のとおりである。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	11
教育庁及び教育機関	14
警察本部	1
合計	26

3 監査の主眼

旅費、その他需用費等事務費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した26機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり2機関において、1件の指摘事項と2件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ②故意又は重大な過失が認められるもの
- ③事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ②過失が認められるもの
- ③事務処理等が適正を欠くもの
- ④経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

監査対象機関	監 査 結 果
(教育庁及び教育機関)	
社会教育総合センター(九重青少年の家)	現金収納事務において、現金出納表に受入及び払出等の状況が長期間にわたり記載されていない事例が認められた。

2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(教育庁及び教育機関)	
社会教育総合センター(九重青少年の家)	郵券証紙類受払簿について、4か月以上にわたり所属長、物品出納員及び使用職員の押印がされていない事例が認められた。
臼杵高等学校	保護者等から集金して購入すべき物品について、公費で支出を行っている事例が認められた。

3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局)	
大分高等技術専門校	平成25年6月17日
衛生環境研究センター	平成25年8月28日
竹工芸・訓練支援センター	平成25年8月28日
農林水産研究指導センター農業研究部	平成25年8月29日
大分県税事務所	平成25年11月22日
地球環境対策課	平成25年11月22日
北部保健所	平成25年12月13日
東部保健所(地域福祉室)	平成25年12月25日
こころとからだの相談支援センター	平成26年1月10日
宇佐家畜保健衛生所	平成26年1月10日
農林水産研究指導センター農業研究部 水田農業グループ	平成26年1月24日
(教育庁及び教育機関)	
社会教育総合センター(九重青少年の家)	平成25年6月24日
爽風館高等学校	平成25年7月1日
別府鶴見丘高等学校	平成25年8月29日
芸術会館	平成25年9月13日

別府支援学校	平成25年9月20日
臼杵高等学校	平成25年9月20日
津久見高等学校	平成25年9月27日
大分舞鶴高等学校	平成25年10月18日
大分南高等学校	平成25年10月18日
歴史博物館	平成26年1月24日
高田高等学校	平成26年2月4日
大分鶴崎高等学校	平成26年2月4日
新生支援学校	平成26年2月4日
大分東高等学校	平成26年2月4日
(警察本部)	
杵築日出警察署	平成25年7月1日